

2009年9月10日  
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

外来診療録，入院診療録，医用画像フィルムその他病歴に関する記録の保管及び整理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年9月2日付けで諮問（第400号）された外来診療録，入院診療録，医用画像フィルムその他病歴に関する記録の保管及び整理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は認められない。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては，判断する必要がない。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 目的外提供に対する実施機関の考え

#### ア 照会の根拠

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は，「捜査については，公務所又は公

私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」となっており、条例第12条第2項第2号の規定は、「法令等に定め（目的外のために提供しなければならないこととなる旨の定めに限る。）があるとき」となっており、刑事訴訟法第197条第2項の規定については、実施機関の裁量に委ねられている場合（できる規定）の例となっている。

しかし、本件照会に基づき、その照会事項の具体的な必要理由について藤沢警察署に確認したところ、平成21年8月10日午前8時18分頃発生した交通事故により、藤沢市民病院に救急車で搬送され救急診療を行い、その際処置や検査等が実施されており、受診時の検査結果報告のデータの提出により刑罰法令の判定に必要であるとのことであった。

したがって、本件照会は、別添の「捜査関係事項照会書」のとおり、正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであるから、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものと考えられる。

#### イ 目的外提供の必要性

今回の照会の目的は、藤沢市民病院に救急搬送され救急受診をした患者の、受診時に施行した血中アルコールの測定結果により、道路交通法の適正かつ迅速な対応のために必要であり、交通事故当日の血中アルコールの検査結果は、藤沢市民病院の外来診療録によってしか得られないものである。

よって、本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

#### ウ 目的外提供する個人情報

捜査関係事項照会書による「血中アルコール濃度を測定したデータ」は、藤沢市民病院で実施される「エタノール検査の化学（特）報告書」に該当する。目的外提供する個人情報は次のとおりである。

##### (ア) エタノール検査の化学（特）報告書の記載内容

- ① 診療券番号
- ② 生年月日
- ③ 氏名
- ④ 年齢
- ⑤ 提出医
- ⑥ 診療科
- ⑦ 採取日
- ⑧ 結果
- ⑨ 項目

⑩報告日

⑪報告者

エ 目的外提供の相手方

神奈川県藤沢警察署 司法警察員 警視 猪又 博

(2) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が本データ（血中アルコール値）により酒気帯び関係の違反行為に該当する測定結果であるため、本人に通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから、本人通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(3) 提出書類

(ア) 資料1 捜査関係事項照会書（写し）

(イ) 資料2 化学（特）報告書

(ウ) 資料3 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「平成21年8月10日午前8時18分頃発生した交通事故により、藤沢市民病院に救急車で搬送され救急診療を行い、その際処置や検査等が実施されており、受診時の検査結果報告のデータの提出により刑罰法令の判定に必要である。」とのことであった。また、実施機関では、藤沢市民病院に救急搬送され救急受診をした患者の、受診時に施行した血中アルコールの測定結果により、道路交通法の適正かつ迅速な対応のために必要であり、交通事故当日の血中アルコールの検査結果は、藤沢市民病院の外来診療録によってしか得られないものであることを確認している。

しかし、本件の血中アルコール測定は、当該病院で取得した検査のデータであり、患者の診療記録となるものである。かかる診療記録は、患者と医師との信頼関係のうえに、病院や医療機関関係者が患者の治療のために取得したデータであり、最も秘匿性の高いものであるから、捜査のために必要なものであっても、患者本人の同意がない限り、外部に提供できるものではない。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性は認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(1)で前述したとおり、目的外に提供する必要性が認められない以上、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断する必要がない。

以 上